



Lascom News

ラスコム・ニュース

2006-10 No. **30**

地域衛星通信ネットワーク

合併旧町村間における地域衛星通信ネットワークの
活用事例について(島根県雲南市) _____ **2**

簡易型マイクロ波通信システムを用いた
ライブ映像の中継について _____ **4**

映像情報の発信事例 _____ **6**

地域からのお便り(沖縄県) _____ **7**

公的個人認証サービスセンター

シリーズ「電子認証と公的鍵基盤(PKI)」No.5

電子証明書と電子申請・届出 _____ **8**



Lascom 財団法人 自治体衛星通信機構

本誌は、財団法人日本宝くじ協会の助成を受けて作成されたものです。

合併旧町村間における地域衛星通信ネットワークの活用事例について (島根県雲南市)

全国的に合併が進み、それぞれの市町村に設置されている地域衛星通信ネットワーク地球局の運用に工夫をこらしている自治体が多いと思いますが、今般、合併旧町村間における地域衛星通信ネットワークの活用事例について、島根県雲南市総務部総務課にお話を伺いました。

雲南市は、平成16年11月1日に大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町が合併して誕生した新しいまちです。人口44,406人（平成17年国勢調査速報値）で、北は松江市及び出雲市、南は広島県に接し、面積554km²の大半を林野が占めています。



1 市内の地域衛星通信ネットワークの地球局（市町村局）の設置状況と、主な用途は何ですか。

市内の地域衛星通信ネットワークの地球局は、平成10年に島根県総合防災情報システム整備事業により整備され、合併前の旧6町村役場（現在の各総合センターと本庁舎）にそれぞれ設置してあります。主な用途は、電話・ファクシミリによる個別通信、県庁局からの一斉通信、デジタル映像の受信及び県総合防災情報システムにおける気象情報等のパケットデータ通信の利用です。

2 町村合併前と合併後の個別通信（衛星電話・FAX）の状況はどうか。

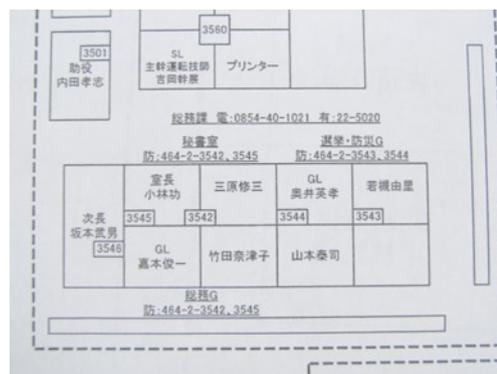
表のとおり、合併後は平成17年2月以降通信件数、時間とも大幅に伸びています。

3 個別通信の利用が大幅に増加していますが、何が原因と考えられますか。

広域合併に伴い、本庁と各総合センター（支所）間の電話連絡の経費がかなり増加しました。同一市内であっても市外通話となるエリアもあり、合併後の事務事業の調整や連絡事項など、本庁、総合センター間での電話連絡の頻度が多くなり、電話料金がかさんだことが一番の要因です。このため、市役所本庁と各総合センター（支所）間の連絡に無料で使うことのできる地域衛星通信ネットワーク（衛星電話）を利用するよう、管財課と協議して職員へ通達を出しました。

4 合併にあたり地域衛星通信ネットワーク関係で取り組んだことがありますか。

合併に伴う庁舎改修の際に、本庁等の電話交換機の更新を併せて行いました。どこの市町村でもしておられることだと思いますが、地域衛星通信ネットワークの回線を各庁舎の電話交換機へ組み入れ、どの電話機からも衛星電話が使えるようにしてあります。また、庁内の座席・電話番号表の作成に際し、NTTの電話番号に併せて衛星電話番号も記載するとともに、庁内の電子掲示板への掲載を行い、職員への利用を呼びかけています。



5 実際に地域衛星通信ネットワークの衛星電話を使ってみた感想はありますか。

通話相手の声が若干遅れますが、気になるほどではありませんでした。無料でいくらかでも使えますので、これからも沢山利用していきたいと思っております。

島根県雲南市の地域衛星通信ネットワーク個別通信状況（平成16年4月～平成18年3月）

年月	局名		雲南市		雲南市大東総合センター (旧大東町)		雲南市加茂総合センター (旧加茂町)		雲南市三刀屋総合センター (旧三刀屋町)		雲南市吉田総合センター (旧吉田村)		雲南市掛合総合センター (旧掛合町)		合計	
	呼数	通信時間 (時：分)	呼数	通信時間 (時：分)	呼数	通信時間 (時：分)	呼数	通信時間 (時：分)	呼数	通信時間 (時：分)	呼数	通信時間 (時：分)	呼数	通信時間 (時：分)	呼数	通信時間 (時：分)
	平成16年	4月					4	0:05								4
	5月					6	0:09								6	0:09
	6月			1	0:01	1	0:02								2	0:03
	7月														0	0:00
	8月														0	0:00
	9月	6	0:06	4	0:04	7	0:06	7	0:04	12	0:08	7	0:08	43	0:36	
	10月														0	0:00
	11月	2	0:02	10	0:09	1	0:01	1	0:01	1	0:01	1	0:01	16	0:15	
	12月	3	0:07											3	0:07	
平成17年	1月													0	0:00	
	2月	138	5:10	9	0:22	6	0:15	4	0:04	2	0:02	2	0:02	161	5:55	
	3月	147	5:02	5	0:08	7	0:13	3	0:01	4	0:01	4	0:03	170	5:28	
	4月	211	6:53	7	0:18	52	1:57	43	1:44			14	1:06	327	11:58	
	5月	146	5:07	12	0:45	67	3:53	25	1:20			4	0:09	254	11:14	
	6月	191	7:32	52	2:35	67	3:33	35	2:02			4	0:04	349	15:46	
	7月	228	8:09	115	5:47	53	2:48	27	1:48					423	18:32	
	8月	117	4:19	152	7:35	52	2:15	35	2:35			7	0:11	363	16:55	
	9月	78	2:56	121	5:36	38	1:48	42	2:20	11	0:13			290	12:53	
	10月	57	1:43	95	5:09	37	2:05	30	1:57					219	10:54	
	11月	68	2:22	79	3:53	49	1:57	30	1:39			1	0:03	227	9:54	
	12月	63	3:06	67	3:43	84	4:38	24	1:25					238	12:52	
平成18年	1月	63	2:30	121	6:33	97	5:12	29	1:41					310	15:56	
	2月	108	4:16	171	8:18	130	5:56	47	2:43			1	0:02	457	21:15	
	3月	117	3:20	155	8:13	134	7:12	30	2:03					436	20:48	

※局名は合併後（現在）の局名で表記している。
 ※1分未満の通信時間は、1分に切上げ。

※合併日：平成16年11月1日

簡易型マイクロ波通信システムを用いたライブ映像の中継について

簡易型マイクロ波通信システムとは

簡易型マイクロ波通信は、固定された2地点間をマイクロ波（2～60GHz）帯の周波数の電波で結び、画像等の伝送を行います。見通しで数kmから数十kmの距離を、アナログ伝送では約10Mbps程度、デジタル伝送では数百Mbpsの伝送を実施することができます。

※ 簡易無線局の免許が必要で、無線従事者の選任は必要ありません。

比較的大型のパラボラアンテナを使用する固定型のマイクロ波通信は、中継塔を介して全国にネットワークが張り巡らされており、行政機関や通信業者が利用しています。

一方、簡易型マイクロ波通信システムは、パラボラアンテナや機器が小型で持ち運びが可能であることから、臨時の通信回線確保に最適です。



受信側：都道府県会館屋上

利用方法・利用条件等

一般的にはカメラ三脚に固定して利用しますが、強風の場合は特に堅固に固定する必要があります。パラボラアンテナを相手方に向けて、適正レベルで受信できるよう方向を調整します。

使用する電波の性質上、ビル等の遮蔽物がある場合は直接の通信が不可能となりますが、この機器を2セット使用し、A地点からB地点へ、B地

点からC地点へと遮蔽物を迂回することにより通信が可能となる場合もあります。機器は5kgから10kg程度と軽量で、持ち運びや設置も容易です。ビルの窓ガラス（金網入りガラスは不可）越しでも通信可能です。

活用事例（その1）

本年6月7日、日本都市センター会館で開催された「第76回全国市長会議」の生中継は、当初、民間所有の衛星車載局を利用してアップリンクを行う予定でした。ところが、都合により車載局を調達することができなかつたため、代替案として、会議が開催された日本都市センター会館から当機構の東京局がある都道府県会館までの間（約300m）を簡易型マイクロ波通信システムを利用して送信し、東京局からアップリンクを行うこととしました（途中で遮蔽物も無いため、利用条件としては最適でした）。

具体的には、送信側として、日本都市センター会館23階の階段室に簡易型マイクロ波通信システムを設置し、会場から有線ケーブルを渡して接続することにより発信をしました。窓ガラス越しでしたが全く問題がありませんでした。一方受信側は都道府県会館の屋上に設置し、そこから有線ケーブルを東京局まで引き込み、衛星送信架まで渡しました。結果として民間所有の衛星車載局の利用料金の3分の1程度の費用で済みました。



送信側：日本都市センター会館23F（ガラス窓越し）

活用事例（その2）

また、本年7月12日・13日に鳥根県松江市で開催された「全国知事会議」の生中継では、メイン回線を鳥根県衛星車載局とし、メイン回線に不具合があった場合に対応するため、松江市消防本部にもご協力をいただき、バックアップ回線として簡易型マイクロ波通信システムを使用しました。

鳥根県衛星車載局には常設の簡易型マイクロ波通信システムの発信器があり、それを利用して約300m離れた松江市消防本部まで映像を同時に送



全国知事会議を中継中の鳥根県衛星車載局

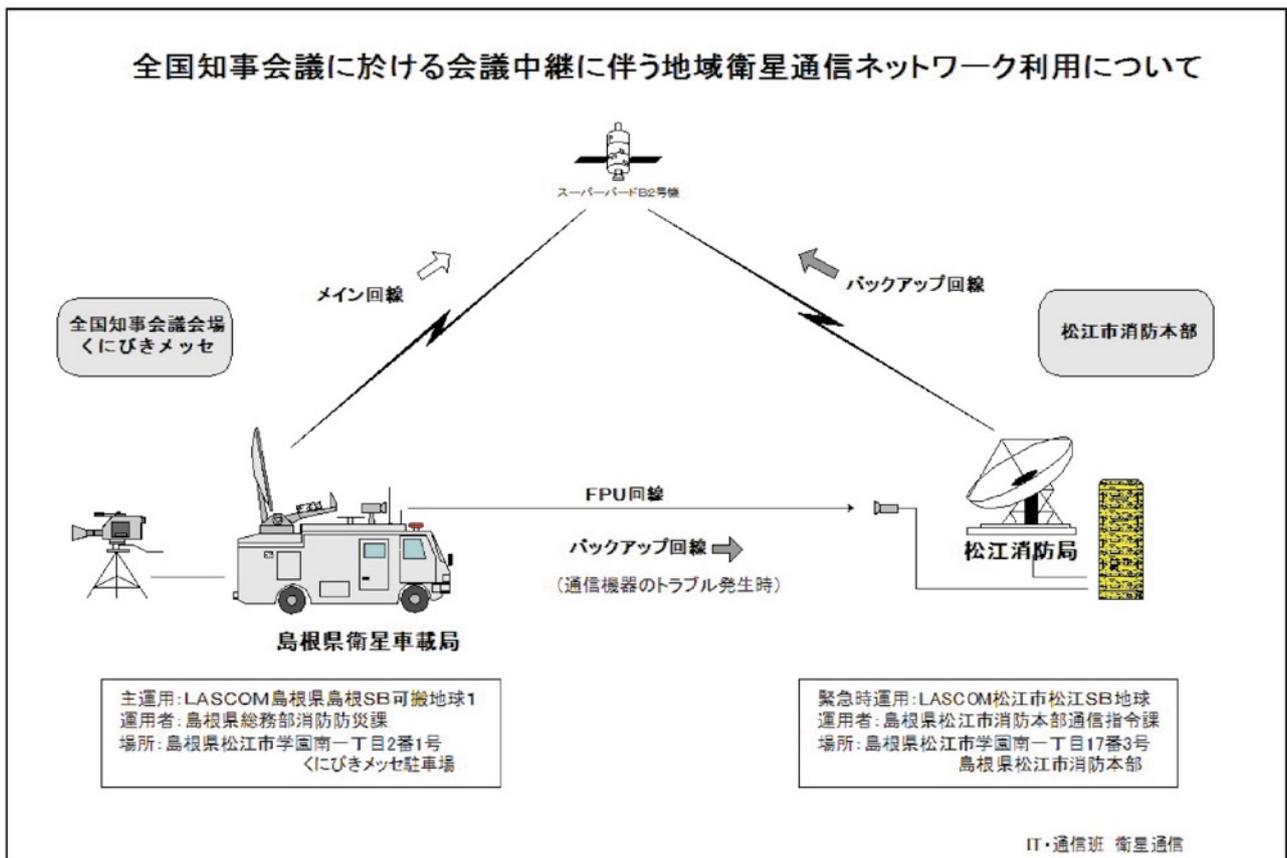


衛星通信用パラボラと簡易型マイクロ波通信システム
 信し、いざというときは松江市消防本部からでも
 中継映像を送れる体制を整えました。

災害映像等の送信範囲の拡大

衛星車載局が入れない場所からの映像送信や火山噴火等で常時操作員を置くことができないような場所からの映像送信など、災害時における幅広い活用方法が考えられます。

また、平常時でも、会議等の会場と県庁舎が離れている場合の中継などにも活用できます。



映像情報の発信事例

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」

推進フォーラム

平成18年6月5日に全国都市会館で開催された同フォーラムの様を、録画で放映しました。

全国知事会議

平成18年7月12日・13日に島根県松江市のくびきメッセで行われた会議の様を生中継で放映しました。



防災の日

毎年9月1日に各地で行われる総合防災訓練の様子を、車載局、県庁局などから中継で放映しました。



全国都道府県企画担当部長及び

政令指定都市企画担当局長会議

平成18年9月14日に総務省地下講堂で行われた会議の様を生中継で放映しました。

都道府県衛星通信担当者連絡会議

平成18年9月26日に都道府県会館で行われた会議の様を録画で放映しました。

地域衛星通信ネットワーク活用ガイド放映

災害時における通信手段の確保をテーマに、衛星電話のかけ方から非常用電源の重要性などを紹介し、「使いこなそう 衛星通信 ～いざというときに備えて～」と題したビデオを作成しました。現在、当ネットワークで放映しておりますので、番組表で放映日をご確認のうえご覧ください。また、当機構のホームページでもご覧になれます。ぜひご活用ください。

〔機構 URL <http://www.lascom.or.jp>〕

●いざというときに備えて、衛星電話をお試しください。

衛星電話お試しダイヤル

- 048 - 123

衛星回線選択番号（※）

※ 衛星回線選択番号は、発信する地球局独自で設定（原則1桁）されているものです。衛星電話をかけるには予め自局の衛星回線選択番号を確認しておく必要があります。

例えば、NTT回線電話で0発信してから電話番号をダイヤルする場合のように、最初に衛星回線選択番号をダイヤルすると、受話器から「ツー」という音が聞こえますので、続けて衛星回線選択番号よりあとの衛星電話番号をダイヤルしてください。

自治体衛星通信機構人事異動

公的個人認証サービスセンター事務主任		
兼任解除	小川貴史	平成18年6月30日
公的個人認証サービスセンター主事		
兼任	小島弘基	平成18年7月1日
技術部ネットワーク推進課調査役		
兼任	鷺坂敦	平成18年7月11日
公的個人認証サービスセンター調査役		
昇格	栗田典昭	平成18年9月1日
山口管制局運用・技術課事務主任		
退職	井手靖子	平成18年9月15日
技術部ネットワーク推進課調査役		
兼任解除	吉田英生	平成18年9月30日
兼任	遠藤利行	平成18年10月1日

地域衛星通信ネットワークについて

*** 沖縄県企画部情報政策課からのおたより ***

1. 沖縄県総合行政情報通信ネットワークの概要

沖縄県では、急速に進展するIT社会の情報通信インフラとして、平成10年度から衛星通信システムの導入も含めた総合的な情報通信ネットワークの構築を進めており、21世紀の高度情報通信社会に対応する高速大容量の情報通信網として「沖縄県総合行政情報通信ネットワーク」を整備し、平成15年4月から全面運用開始をしております。

このネットワークは、県庁を中核に41市町村、18消防本部、18県出先機関、6防災機関の間に高速大容量の通信網を構築し、災害情報の伝達・収集はもとより、一般行政事務や各種行政情報システム等で活用することにより、防災対策の迅速・的確化、行政事務の効率化、電子自治体の構築等に大きく寄与しています。

2. 衛星系システムの概要

沖縄県総合行政情報通信ネットワークは、有線系、無線系、衛星系のネットワークで構成されており、衛星系は地域衛星通信ネットワーク第2世代システムをいち早くとりいれ、県庁統制局を中心に、宮古支庁局、八重山支庁局、南大東村局、北大東村局の5つの地球局で構成されています。宮古支庁局、八重山支庁局向けの衛星回線は、地上系（有線系及び無線系）ネットワークのバックアップ回線として活用し、地上系で回線障害が発生しても自動的に衛星回線に切り替わることで信頼性に大きく寄与しています。南大東村局、北大東村局向けについては地理的条件が厳しいため、衛星回線のためのネットワーク構成となっています。

3. 離島とのIPデータ伝送の状況

沖縄県総合行政情報通信ネットワークは、県庁LAN、介護保険ネットワーク、防災情報ネットワーク、住民基本台帳ネットワーク、LG-WAN等各種情報システムをIPデータ伝送しており、特に南北大東村向けには、県庁LAN以外の情報システムの伝送を衛星回線のみで行っています。

県庁統制局からネットワーク内の機関へ映像を配信することも可能であり、今年6月には、沖縄総合事務局（国の機関）が撮影した長雨による崩落事故現場の映像を、県庁局で受信しリアルタイムで関係市町村へ配信しました。庁内共聴システムや県庁LANとも接続されているので、庁内テレビや職員のパソコンでの視聴も可能となっています。

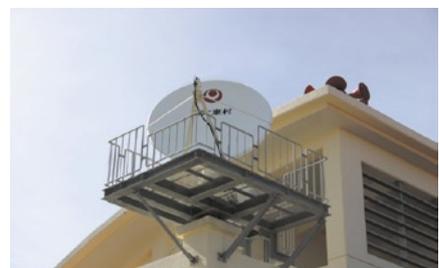
4. おわりに

本県は離島を多く抱え、情報を伝達するには地理的に非常に厳しい地域であるため、衛星通信システムは非常に有効な手段となっています。特に、南北大東村は沖縄本島から約360km離れた孤島であり、海底光ケーブルを布設するには莫大な費用がかかることから、衛星通信システムは欠くことの出来ない存在となっています。

以上、皆様の参考になるかわかりませんが、本県の衛星通信システムについてご紹介させていただきました。最後に皆様の今後のご活躍をお祈りいたします。



北大東村局



南大東村局

電子証明書と電子申請・届出

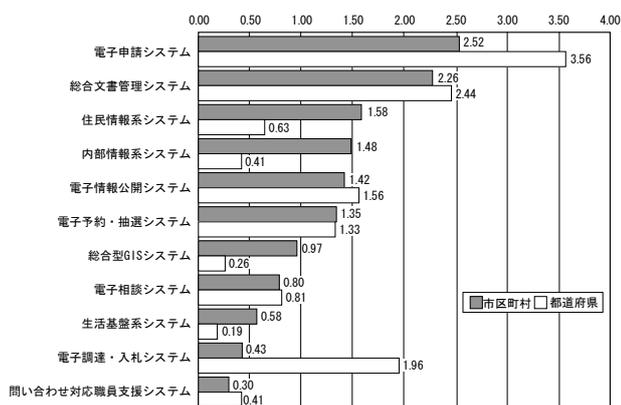
1 行政手続のオンライン化

(1) 行政の情報化と自治体

「ITによる変革の波」は産業経済の分野だけでなく、自治体行政のあり方にも影響を及ぼしています。行政サービスと住民をつなぐ存在としてITの役割、機能が評価され、色々な形で活用されているのは周知の事実です。

一般に、「電子自治体」とは、住民サービスの向上と行政内部の効率化を目的とし、各種手続き・行政文書の管理などを電子化することで、行政組織の改革や業務体制の改善と一体的に進めていくことが求められています。

先に実施されたアンケート調査「日本における電子政府・電子自治体の実態」(調査主体：価値総合研究所・ぎょうせい総合研究所等、回答：全国1,878自治体、2001年10月調査)では、回答市町村の約9割がホームページ・庁内LANを整備しています。また、主な業務システムとしては以下の図のとおりですが、そのうち優先的に取り組むシステムは、「電子申請システム」「総合文書管理システム」で、特に都道府県では「電子申請システム」のウエイトが大きくなっています。



▲図1 アンケートの回答で1位を5点、2位を4点、…と
いうように得点化して平均点として求めたもの

(2) 電子政府・自治体の推進

①国のIT政策

国によるIT政策は、平成6年12月の「行政情報化推進基本計画」(閣議決定)が契機になって、「様々な行政手続等について、申請、届出等の電子化・オンライン化を業務内容に即して推進」することになりました。

さらに、平成12年5月の「申請・届出等手続の

電子化を一層推進するための基本的枠組み」が報告され、

- ・国民と行政との間の手続きを原則として平成15年度までに、書面手続きに加え、インターネットを利用した手続きのオンライン化を図る
- ・平成15年度までの具体的なオンライン化のタイムスケジュールを示した各省庁の行動計画を策定する

また、平成13年1月に施行された高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づき、IT戦略本部が設置され、e-Japan重点計画が策定されました。同計画では、

- ・2003年度までの出来るだけ早い時期に、すべての申請・届出等手続きをインターネットで行えるようにする
- ・各府省は、各個別手続のオンライン化実施時期を前倒し、簡素化等手続きそのものの抜本的な見直し及び事務処理の電子化の観点から、新アクションプランを2001年度早期に策定することになりました。主な行政手続として次のものが想定されます。

○国関係

国税申告・納税、各種社会保険関係手続、自動車保有関係手続

○地方公共団体関係

戸籍謄本等の交付請求、戸籍関係手続(届出等)、住民票(写し)の交付、地方税申告、国民年金関係手続等

さらに、平成18年1月IT戦略本部において決定された「IT新改革戦略」では、その最重要政策の一つとして「国・地方公共団体に対する申請・届出等手続きにおけるオンライン利用率を2010年までに50%以上とする」ことを目標に掲げています。続いて「電子自治体オンライン利用促進方針」「電子自治体オンライン利用促進マニュアル」が策定され、公表されています。

②地方自治体のIT計画

平成15年8月総務省は、「電子自治体推進指針」を示し、それぞれの地方公共団体において電子自治体に関するビジョンや戦略等を明確にするとともに、そのための具体的なアクションプランの策定を求め、また電子自治体を構築する上での留意点を示しました。

その後の動向を見ると、平成16年10月の「地方自治情報管理概要」によれば、電子自治体へ向けた推進体制は、都道府県では、専門の部署を設けている団体が93.6%、市町村では専門の部署を設けている団体が41.3%、既存の部署・その他が58.2%と開きがあります。

また、電子自治体構築計画の策定状況については、都道府県では45団体（95.7%）、市町村においては、687団体（28.4%）が策定済となっています。さらに、申請・届出等手続きのオンライン化に係る計画を策定している団体は、都道府県においては43団体（91.5%）、市町村においては524団体（21.7%）となっています。

2 電子証明書と電子申請

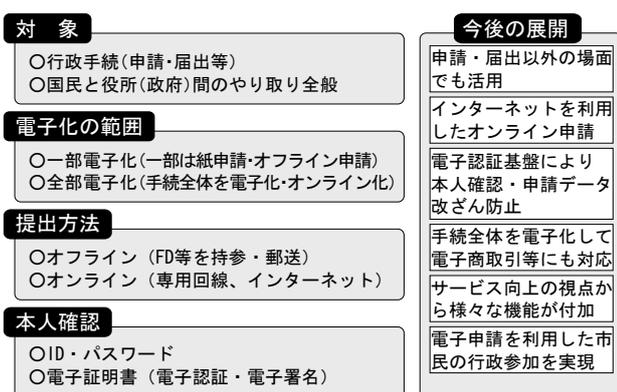
(1) 電子申請とは

電子申請とは何か。既に聞き慣れたこの用語の意味は、「行政庁等の政府や公共機関に対する各種申請を従来の紙書類提出に代えて、電子化された申請データ及びインターネット等の通信手段を利用して行うこと」と言われています。

わざわざ役所等へ出向かなくても、自宅や会社などから何時でも申請届出等ができるためと思われれます。

また、電子申請サービスを実現するためには、利用者の視点に立った行政の業務改革、体制の見直し、職員意識の改善なくして考えられないため、行政のあり方が変わるという期待感もあるためです。

電子申請の形態としては、



▲図2 電子申請の形態

「インターネット電子申請」電子申請推進コンソーシアム編より

(2) 電子申請のしくみ

電子申請にも公共施設の利用申込など色々ありますが、以下では、税の電子申告のように、電子証明書を使用した厳格な本人確認が必要な申請に

ついて説明します。

①電子文書の送信、申請

利用者が自宅からオンラインで申請・届出等を行う場合は、まず該当するホームページから申請画面を開きます。そこで、提供される申請様式に記入すれば、手続きは完了します。

次は、申請文を平文として、電子署名を付して送信します。利用者は、秘密鍵と電子証明書を格納したICカードをパソコンに接続されたカードリーダーにセットし、後はパソコンの画面上の「電子署名」の箇所をクリックし、再度確認後、「送信」をクリックします。

その間のしくみは、コンピュータ内で電子申請の平文にハッシュ関数を作用させてメッセージダイジェストを作成します。作成されたメッセージダイジェストは、ICカード内に送られて、ICカード内で秘密鍵を利用して電子署名が作成されます。

申請書を送信する際は、ICカード内で作成された電子署名と同カード内に格納されている電子証明書を取り出し、申請文(平文) + 申請書に対する電子署名 + 申請者の電子証明書(公開鍵)をまとめて1つの送信データとします。これら全体が共通暗号方式により暗号化され(この共通鍵は送信の度に新たに生成され、受信者の公開鍵により暗号化される)、行政機関に送信されます。

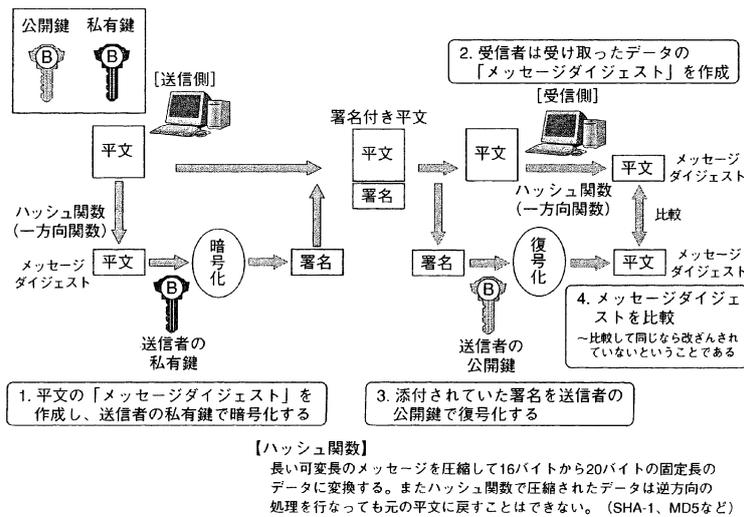
②電子文書の受信、確認

受信側の行政機関は、自己の公開鍵で暗号化されている共通鍵を自己の秘密鍵で復号し(変換後のデータを元のデータに戻すこと)、共通鍵を取り出します。その共通鍵により送信データの暗号文を復号します。

次に受信側は、送信データのうち申請者の電子証明書が、有効期間内であることを確認し、また失効リストと照合し、失効していないことを確認します。

さらに、電子証明書に記載してある申請者の公開鍵で、送信データのうちの電子署名を復号し、メッセージダイジェスト(デジタル文書(平文)にハッシュ関数を作用させて作成する一定の短縮情報)を取り出します。

一方、送信データのうちの申請書(平文)にハッシュ関数を作用させ、改めて受信者側でもメッセージダイジェストを作成します。この2つの文書を突合、検証することで、改ざんがないこと及び申請者の本人確認が出来ます。



▲図3 デジタルを利用した署名のフローチャート
* 「インターネット電子申請」電子申請推進コンソシアム編より

(3) 電子申請の効果

こうした電子申請を利用するメリットとして、以下の効果が期待されています。

①オンライン効果

自宅からインターネット経由で役所の手続きが出来るため、時間と労力の節約となるし、役所の受付での順番待ちをしなくてもよい。また、山間部や遠隔地では役所までの移動が省けるため、いわゆる生活弱者、交通弱者には有益な手段となります。

②ノンストップサービス効果

電子申請は24時間・年中無休で役所の手続き等ができるようになるため、利用者の生活時間、生活スタイルに合わせて、手続きを済ませることが出来ます。このように利用者が時間を主体的に選択、利用できることなどから利用者本位のサービス提供であり、これまでのように役所の都合に合わせて、時間を気にしながら直接手続きしなければならないプレッシャーから開放されることにもなります。

③ワンストップサービス効果

色々な手続き、必要な手続きを一箇所で済ませることができるようになり、役所の窓口巡り、たらい回しにあうこともなく、余計なストレスを感じることも少なくなります。

(例) 自動車保有関係手続のワンストップサービス、輸出入港湾関係ワンストップサービス等

④スピードアップ効果

こうした結果、役所の事務処理が簡素で効率的なものになり、迅速な事務処理につながっていきます。電子申請を行う利用者自身が、実際の処理時間の短縮、簡便さを体感できます。

⑤カスタマイズ効果

情報共有と横断的な業務処理により、利用者の目的や生活スタイルに合わせてサービス提供することも可能になり、サービスごとにおなじような手間を省けるようになります。

3 電子申請の可能性

一般的に電子申請の基盤整備は、電子自治体システムの発展に結びついて成長すると言われていますが、国、都道府県レベルでの施設整備が進んでいることを踏まえ、オンライン利用促進対象手続きを重点に、一層の利用拡大、促進に取り組まれています。

さらに、将来的には行政機関だけでなくNPOとの関係が、重要な役割を果たすと考えられています。現状からは、一般利用者が役所との関係で申請等を行う機会は比較的少なく、むしろ地域社会、町内隣人関係の中で活動し、情報共有・情報発信・意識形成・活動開始と進展するコミュニティ型の利用の方が、今後、多くなると見込まれます。

そのため、行政サービスを受ける人が、行政サービスやコミュニティサービスを提供する側に参加する場面も想定されます。このような観点から、例えば、総務省で推進されている「地域通貨制度」などはこのようなサービスに該当すると考えられます。電子申請、公的個人認証サービスの可能性を追求し、利用拡大を図っていくうえで、これらの動向も注目されます。

機構本部の業務について1（総務部）

（財）自治体衛星通信機構本部は、現在2部5課体制で業務を遂行しております。

今回は、このうちの総務部2課の業務について説明していきます。



○ 総務課

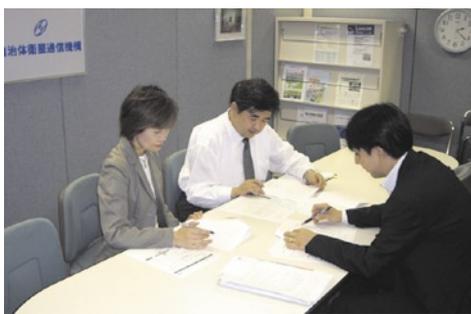
総務部総務課では、機構運営の総合調整、関係行政機関及び諸団体との連絡調整等を行っております。

現在、デジタル化のための映像デジタル機器をリースする事業を進めており、関連する契約について自治体等との交渉業務に取り組んでいます。

○ 情報企画課

総務部情報企画課では、主に地域衛星通信ネットワークの運用面での業務を行っております。

現在、「施策の紹介」や会議等の映像番組の拡充、オンデマンド方式による映像配信など機構のホームページの機能及びユーザビリティの向上等について取り組んでいます。



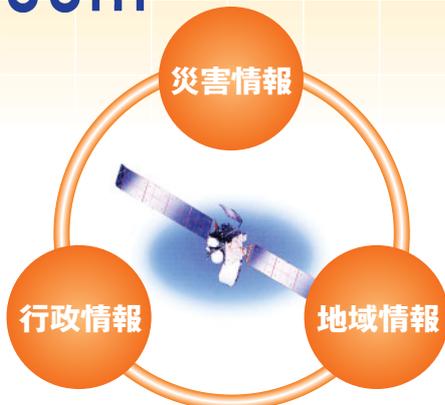
リース事業に係る保険契約打合せ



東京局からの映像発信



番組収録の様子



今では、全国多数の市町村にネットワークが行き届き、**地域情報**、**行政情報**、**災害情報**などの映像をお送りしています。
 ここでは、過去の実績をご案内するとともに、今後の番組をご紹介します。見逃してしまった番組、もう一度見たい番組などなど…、ご希望がありましたら、お知らせください。
 皆様のご意見、ご要望をお待ちしています。

これからの主な番組から

使いこなそう 衛星通信

～いざというときに備えて～ <財自治体衛星通信機構>

- 11月1日(水) 12:20～12:38
- 11月15日(水) 12:20～12:38
- 11月22日(水) 12:20～12:38

地域衛星通信ネットワーク活用ガイド

災害時における通信手段の確保をテーマに、衛星電話のかけ方から非常用電源の重要性などを紹介します。緊急時の対応マニュアルとして活用してください。

第1回全国市議会議長会研究フォーラム

<全国市議会議長会>

- 11月1日(水) 13:00～16:23 ※再放映

平成18年8月3日に日比谷公会堂で開催された同フォーラムの様態を放映します。

「地方自治情報化推進フェア2006」シンポジウム

<財地方自治情報センター・社行政情報システム研究所>

- 11月8日(水) 13:00～15:30(予定) ※再放映

電子自治体と自治体経営改革をテーマに平成18年10月5日に開催されたシンポジウムの様態を放映します。

第6回都道府県議会議員研究交流大会

<全国都道府県議会議長会>

- 11月10日(金) 13:00～15:30(予定)
- 11月17日(金) 13:00～15:30(予定) ※再放映

平成18年11月10日に行われる、同大会の様態を都市センターホテルから生中継で放映します。

「施策の紹介」

<主催:総務省>

第102回 市町村消防の広域化の推進について

(総務省消防庁)

- 11月14日(火) 11:00～11:30(予定) ※再放映

第103回 国民保護と地方自治体について(仮) (総務省)

- 11月14日(火) 11:30～12:00(予定)
- 11月28日(火) 11:00～11:30(予定) ※再放映

第20回全国消防操法大会

<日本消防協会>

- 11月16日(木) 13:00～15:00(予定)
- 11月21日(火) 13:00～15:00(予定) ※再放映

平成18年10月19日に兵庫県三木市の兵庫県広域防災センターで行われた、同大会の様態を放映します。

映像送信実績 (06年6月～06年9月)

再送信のご希望がある場合にはご連絡ください。 注) 放映日の後に*があるものは生中継

地域情報

放映日	タイトル	時間	団体名	放映日	タイトル	時間	団体名
06.6.27	北海道遺産 PART1	0:50	北海道	06.8.17	全国初「熱中症予防に関する条例」制定から1年 ～滋賀県草津市の取り組み～	0:30	滋賀県草津市
7.3	鳥取県の春の行事	0:45	鳥取県立博物館	8.29	仁尾八朔人形まつり さぬきの国の伝承文化	0:15	香川県
7.6	海と太陽のまち八戸	0:15	青森県八戸市		特別名勝 栗林公園～悠久の刻を紡ぐ～	0:15	香川県
7.21	晴れの国 岡山の旅路	0:20	岡山県	9.6	北海道遺産 PART3	0:47	北海道
	ぶらり晴れの国 おかやまの旅	0:15	岡山県	9.11	銘柄は人なり「球磨焼酎二十八蔵元列伝」	1:00	熊本県
7.24	海人 ーそこに生きる男たちー	0:30	島根県浜田市	*	平成17年度静岡県職員表彰・ひとり1改	0:10	静岡県
7.27	1300年の時をこえていにしへの奈良	0:15	奈良県		革運動表彰式		
	古都奈良の世界遺産	0:30	奈良県奈良市	9.14	こころのふるさと吉野大峰	0:30	奈良県
8.4	吹上浜砂の祭典	0:30	鹿児島県加世田市		ー時空の旅人へー		
	砂の彫刻世界選手権大会			9.15	にじいろ真庭	0:10	岡山県
8.10	悠久なる紅蓮の炎 長崎市の中国盆	0:30	長崎県長崎市		オープン!ルネスホール	0:05	岡山県
	継承への温故知新 長崎市の孔子祭	0:20	長崎県長崎市	9.21	オロロンライン観光の魅力	1:00	北海道
8.11	鳥取県の夏と盆の行事	0:55	鳥取県立博物館		(北海道オロロンライン観光開発推進協議会)		
8.16	北海道遺産 PART2	0:50	北海道				

映像送信実績 (06年6月～06年9月)

再送信のご希望がある場合にはご連絡ください。 注) 放映日の後に*があるものは生中継

地域情報

放映日	タイトル	時間	団体名	放映日	タイトル	時間	団体名
06. 9.25	いい町見つけた米沢 米澤鯉 城下町米沢	0:15 0:15 0:15	山形県 山形県 山形県	06. 9.25	米沢のうごぎ	0:20	山形県
				9.28	長生村50年のあゆみ	0:30	千葉県

災害情報

放映日	タイトル	時間	団体名	放映日	タイトル	時間	団体名
06.7.19 *	災害送信	0:45	鳥取県	06.9.4 *	林野火災ヘリテレ映像	0:45	鳥取県
7.20 *	大雨被害現場映像(京丹後市間人地区土砂災害)	5:00	京都府	9.5 *	大雨被害現場映像(京丹後市間人地区土砂災害)	1:00	京都府
7.21 *	大雨被害現場映像(京丹後市間人地区土砂災害)	7:45	京都府	9.6 *	大雨被害現場映像(京丹後市間人地区土砂災害)	3:15	京都府
8.14 *	緊急映像ヘリテレ映像大停電	0:30	東京消防庁	9.8 *	京丹後市間人土砂災害復旧状況	0:30	京都府
8.17 *	災害映像酒匂川増水(ヘリテレ映像)	0:30	横浜市				

会 議

放映日	タイトル	時間	団体名	放映日	タイトル	時間	団体名
06.6.7 *	第76回全国市長会議	2:15	全国市長会	06.8.8	住民基本台帳法の一部改正に伴う担当者説明会	2:20	総務省
	第31回町村議会議長・副議長研修会	2:50	全国町村議会議長会	8.28	平成18年度全国町村議会シンポジウム	4:00	(財)全国町村議員会館
6.14	「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」推進フォーラム	2:05	全国市長会		—地方自治体における少子高齢化の現状と課題—		
7.12 *	全国知事会議(7月12日開催分)	11:15	全国知事会	9.14 *	全国都道府県企画担当部長及び	5:00	総務省
7.13 *	全国知事会議(7月13日開催分)	3:15	全国知事会		政令指定都市企画担当局長会議		

施 策

放映日	タイトル	時間	団体名	放映日	タイトル	時間	団体名
06.6.13	施策の紹介93回	0:25	法務省	06.8.22	施策の紹介98回	0:25	総務省
	第56回“社会を明るくする運動”について				住民基本台帳の閲覧制度の改正の概要		
6.27	施策の紹介94回	0:20	総務省消防庁	9.12	施策の紹介99回	0:30	総務省
	住宅防火対策の推進について				平成19年度総務省重点施策地方財政関係資料		
	～住宅防火対策推進シンポジウムと住宅用火災警報器～			9.26	施策の紹介100回	0:30	総務省
7.18	施策の紹介95回	0:25	総務省		電子署名に係る地方公共団体の認証		
	政府統計におけるITを活用した業務改革と利用環境の改善				業務に関する法律(公的個人認証法)		
7.25	施策の紹介96回	0:20	総務省		の改正について		
	地上デジタルテレビ放送への完全移行について						
8.8	施策の紹介97回	0:45	総務省				
	平成17年国勢調査結果から見た我が国の人口概要						
	～抽出速報集計結果から～						

防災訓練

放映日	タイトル	時間	団体名	放映日	タイトル	時間	団体名
06.6.14 *	鴨川水防演習	2:15	京都府・京都市	06.9.1 *	平成18年度東京都・足立区合同防災訓練	4:15	東京都
6.25 *	山形県林野火災防御訓練	3:00	山形県	*	平成18年度総合防災訓練	1:30	宮城県
6.19 *	防災映像送受信統一訓練	2:55	総務省消防庁	9.3 *	平成18年度滋賀県防災総合訓練	2:30	滋賀県
8.1 *	地震対策オペレーション2006	3:00	静岡県	*	島根県総合防災訓練	3:30	島根県
	(分野別実践訓練:緊急輸送路の確保)			*	八都府合同防災訓練	2:45	千葉県
8.3 *	北海道防災総合訓練	5:00	北海道	*	平成18年度合同防災訓練	2:00	兵庫県
8.24 *	第35回全国消防救助技術大会	8:05	札幌市	9.4 *	平成18年度福岡県石油コンビナート等	2:00	福岡県
8.30 *	青森県総合防災訓練	0:30	青森県		総合防災訓練		
9.1 *	平成18年度総合防災訓練	1:00	岩手県	9.8 *	平成18年度富山県総合防災訓練	1:00	富山県
*	京都府防災訓練	7:00	京都府				
*	平成18年度静岡県総合防災訓練	3:30	静岡県				

国 会

放映日	タイトル	時間	団体名	放映日	タイトル	時間	団体名
	衆議院 総務委員会	27:20	機 構		参議院 総務委員会	20:35	機 構
	衆議院 災害対策特別委員会	5:10	機 構		参議院 災害対策特別委員会	6:10	機 構
	衆議院 倫理選挙特別委員会	3:45	機 構		参議院 倫理選挙特別委員会	3:00	機 構



財団法人 自治体衛星通信機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-12-1 虎ノ門ワイコービル7F

TEL NTT 03-3434-7348 FAX NTT 03-3434-7349

衛星 048-300-100

衛星 048-300-101

URL <http://www.lascom.or.jp>

e-mail : gyoumu@lascom.or.jp